

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年7月30日
【会社名】	キーウェアソリューションズ株式会社
【英訳名】	Keyware Solutions Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八反田 博
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番13号
【電話番号】	03-5639-1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室担当 矢光 重敏
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成 20 年 7 月 30 日開催の取締役会において、株式会社クレヴァシステムズ（以下「クレヴァシステムズ」）との間で当社を完全親会社、クレヴァシステムズを完全子会社とするための株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、同日株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 6 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株式交換の相手会社についての事項

#### ①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 株式会社クレヴァシステムズ  
本店の所在地 東京都港区芝三丁目 24 番 21 号  
代表者の氏名 代表取締役社長 櫻井 滋記  
資本金の額 284 百万円  
純資産の額 829 百万円（平成 19 年 12 月 31 日現在）  
総資産の額 2,327 百万円（平成 19 年 12 月 31 日現在）  
事業の内容 ソフトウェアの受託開発

#### ②最近各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

(単体)

(単位：百万円)

	第 16 期 平成 18 年 9 月期	第 17 期 平成 18 年 12 月期	第 18 期 平成 19 年 12 月期
売上高	3,913	838	3,447
営業利益	16	33	14
経常利益	44	248	12
当期純利益	△131	△93	△30

注) 平成 18 年 12 月 22 日開催の第 16 期定時株主総会の決議により、事業年度を 1 月 1 日から 12 月 31 日に変更いたしました。このため第 17 期は 3 ヶ月決算となっております。

#### ③大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成 20 年 7 月 30 日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
キーウェアソリューションズ株式会社	79.5%
クレヴァシステムズ従業員持株会	5.9%
齊須 繁雄	1.8%
岩切 信之	1.1%
ナイルス株式会社	1.0%
石川 匡美	1.0%

#### ④提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係： 当社は、平成 20 年 7 月 30 日現在、クレヴァシステムズの発行済株式総数の 79.5% (6,360 株) を所有しております。

人的関係： 平成 20 年 7 月 30 日現在、当社の非常勤顧問 1 名はクレヴァシステムズの常勤監査役を兼務しております。

取引関係： 該当事項はありません。

#### (2) 当該株式交換の目的

クレヴァシステムズ(本店を港区に置き、平成 3 年 10 月設立、資本金額 284 百万円、直近売上高 3,447 百万円(平成 19 年 12 月期))は、システム開発、システム技術者派遣を主業務としており、当グループが展開するシステム開発事業との親和性が高い企業であります。

当社は、平成 20 年 4 月 1 日に同社の株式の過半数(67.0%)を取得することにより、同社を連結子会社とするとともに、保有スキルの効率的な展開を進めてまいりましたが、意思決定の迅速化、機動的な事業展開、経営の効率化などをより一層進め、更なる当社グループとの企業価値向上を図るため、完全子会社化することといたしました。

#### (3) 当該株式交換契約の内容等

##### ①株式交換の方法

平成 20 年 7 月 30 日に締結した株式交換契約の内容に従い、平成 20 年 9 月 30 日を効力発生日として、当社は、効力発生日の前日の最終のクレヴァシステムズの株主名簿に記載又は記録されたクレヴァシステムズの株主(但し、当社を除きます。)に対し、クレヴァシステムズの普通株式に代わり、金 150,000 円を交付し、当社は、クレヴァシステムズの発行済株式の全部を取得します。

これにより、クレヴァシステムズは当社の完全子会社となります。

なお、当社は、会社法第 796 条第 3 項の定めに基づく簡易株式交換手続により、会社法第 795 条第 1 項に定める当社の株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行います。

##### ②株式交換に係る割当ての内容

クレヴァシステムズの普通株式 1 株に対して、金 150,000 円を割当て交付します。ただし、当社が保有するクレヴァシステムズの普通株式については、割当ては行いません。

##### ③その他の株式交換契約の内容

当社が、クレヴァシステムズとの間で平成 20 年 7 月 30 日に締結した株式交換契約の内容は、以下のとおりであります。

## 株式交換契約書

キーウェアソリューションズ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社クレヴァシステムズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となる株式交換を行う（以下「本株式交換」という。）。

### 第2条(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- 甲（株式交換完全親会社）  
商号：キーウェアソリューションズ株式会社  
住所：東京都新宿区三丁目1番13号
- 乙（株式交換完全子会社）  
商号：株式会社クレヴァシステムズ  
住所：東京都港区芝三丁目24番21号

### 第3条(株式交換に際して交付する金員)

甲は、本株式交換に際し、本株式交換の効力発生日（以下に定義する。）の前日における最終の乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対し、乙の普通株式1株に対し、150,000円の割合をもって金銭を交付する。但し、甲が保有する乙の株式に対しては金銭を交付しないこととする。

### 第4条(甲の資本金及び準備金の額)

本件株式交換に際し増加する甲の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- 資本金  
増加すべき甲の資本金の額は0円とする。
- 資本準備金  
増加すべき甲の資本準備金の額は0円とする。
- その他資本剰余金  
増加すべき甲のその他資本剰余金の額は0円とする。
- 利益準備金  
増加すべき甲の利益準備金その他資本剰余金の額は0円とする。
- その他利益剰余金  
増加すべき甲のその他利益剰余金は0円とする。

## 第5条(簡易株式交換)

甲は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。

## 第6条(株式交換契約書の承認総会)

乙は、平成 20 年 8 月 22 日を開催日とする乙の臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。但し、本株式交換手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

## 第7条(株式交換の効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日は、平成 20 年 9 月 30 日とする(以下「効力発生日」という。)。但し、本株式交換手続の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

## 第8条(会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産管理の運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙で協議し、合意のうえで行うものとする。

## 第9条(本契約の効力)

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 第 6 条に定める乙の株主総会の承認を得られなかったとき、又は本契約の履行に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないとき。
- (2) 会社法第 796 条第 1 項に該当し、甲が第 5 条に定める手続による本株式交換を行うことができないとき。

## 第10条(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議のうえ、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

## 第11条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議のうえ、これを定める。

## 第12条(管轄裁判所)

本契約に関する争いについては、東京地方裁判所をもって第一審の専属的な合意管轄とする。

上記を証するため、本書2通を作成し、各当事者が署名又は記名捺印のうえ、各当事者がそれぞれ1通を保管する。

平成20年7月30日

東京都新宿区三丁目1番13号  
キーウェアソリューションズ株式会社

甲： 代表取締役社長 八反田 博 印

東京都港区芝三丁目24番21号  
株式会社クレヴァシステムズ

乙： 代表取締役社長 櫻井 滋記 印

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社が平成20年4月1日にクレヴァシステムズの株式を取得するに際して第三者機関に株価評価を依頼いたしましたが、かかる株価評価の算定を行った時点以降においてクレヴァシステムズの財産状態又は経営成績に重大な影響を及ぼす事象が生じていないことを当社とクレヴァシステムズは確認いたしました。

そこで、当社とクレヴァシステムズは、この評価結果や直近のクレヴァシステムズ株式の取引事例を総合的に勘案し、株式交換において交付される金銭の額を1株あたり150,000円とすることで合意いたしました。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	キーウェアソリューションズ株式会社
本店の所在地	東京都新宿区新宿三丁目1番13号
代表者の氏名	代表取締役社長 八反田 博
資本金の額	1,737百万円
純資産の額	8,175百万円(平成20年3月31日現在)
総資産の額	11,615百万円(平成20年3月31日現在)
事業の内容	システム開発事業、総合サービス事業

なお、株式交換後の純資産・総資産は現時点では未定です。

以上